

会議録

会議の名称	第1回小金井市子ども・子育て会議							
事務局	子ども家庭部子育て支援課							
開催日時	令和7年10月9日（木）18時30分から19時42分まで							
開催場所	801会議室							
	委員	会長	金子 嘉宏	委員				
		会長職務代理	萬羽 郁子	委員				
		委員	岩瀬 有未	委員	喜多 明人	委員		
			後藤 真護	委員	小西 和弘	委員		
			小峰 優子	委員	佐藤 歩	委員		
			清水 圭樹	委員	水津 由紀	委員		
			鈴木 隆行	委員	竹内 敬子	委員		
			中村 靖夫	委員	安岡 圭子	委員		
出席者	事務局	子ども家庭部長	堤 直規					
		子育て支援課長	鈴木 美苗子					
		子育て支援係長	古賀 誠					
		子育て支援係主任	高橋 奏恵					
		保育課長	黒澤 佳枝					
		保育施策調整担当課長	中島 良浩					
		児童青少年課長	平岡 美佐					
		児童青少年係長	清水 康之					
		学童保育係長	野村 哲也					
		こども家庭センター長	富田 絵実					
		母子保健・児童福祉統括担当課長	笠井 綾子					
傍聴の可否	可							
傍聴者数	1人							
会議次第	1 開会 2 委員自己紹介 3 事務局自己紹介 4 会長、職務代理の選出 5 子ども・子育て会議所掌事務及び令和7年度（後半）の子ども・子育て会議開催スケジュール（案） 6 子ども・子育て会議における部会設置について 7 民設民営学童保育所におけるプール事故の調査について（口頭報告） 8 その他 9 閉会							
発言内容	別紙のとおり							

発言者名（主な 発言要旨）	
提出資料	資料1 小金井市子ども子育て会議委員名簿 資料2 小金井市子ども・子育て会議所掌事務 資料3 小金井市子ども・子育て会議開催スケジュール（案） 資料4 子ども・子育て会議における部会設置について 資料5 小金井市立保育園の在り方に関する方針

小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和7年10月9日

○子ども家庭部長 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから第1回子ども・子育て会議を開催させていただきたいと思います。

私は子ども家庭部長の堤と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございました。

早速ですが、次第に基づいて進めさせていただきたいと思います。

本来、進行は会長にお願いするところでございますが、本日、初回でありまして、これから御選任いただくということになりますので、それまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきたいと思います。会長が決定された後は会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

本日、村田委員から欠席の御連絡をいただいているので、御報告いたします。所用のため欠席との御連絡であります。

それでは、最初なんですが、次第の（2）委員自己紹介ということになります。初めての会議となりまして、改選された委員の方もいらっしゃいますので、一言自己紹介をお願いしたいと思っています。

資料1として、小金井市子ども・子育て会議委員名簿を配付しております。実際には座っていらっしゃる順ということになりますけれども、一言ずつ自己紹介をいただければありがたいです。

最初、申し訳ないんですけど、岩瀬委員、お願いできますか。岩瀬委員から順にお願いして、最後、安岡委員にお願いできればと存じます。よろしくお願ひします。

○岩瀬委員 初めまして。子ども・子育て委員になりました岩瀬有未と申します。初めてのことだらけなので、ちょっと分からぬところもいっぱいあるんですけど、少しでもお力になれるように頑張ります。よろしくお願ひします。（拍手）

○子ども家庭部長 よろしくお願ひします。

金子委員、お願ひいたします。

○金子委員 学芸大の金子と申します。よろしくお願ひいたします。初めてではなくて2回目なので、しっかり頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○子ども家庭部長 よろしくお願ひします。

喜多委員、お願ひいたします。

○喜多委員 早稲田大学の喜多と申します。元々は小金井市の緑町の住民です。子育て支援の問題でお手伝いさせていただこうと思っております。よろしくお願ひいたします。 (拍手)

○子ども家庭部長 よろしくお願ひいたします。

後藤委員、お願ひいたします。

○後藤委員 民間保育園長会の代表の後藤真護と申します。僕も初めてなので、様々なことをちょっと聞きながら、少しでもお力になれるように頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。 (拍手)

○子ども家庭部長 よろしくお願ひします。

小西委員、よろしくお願ひします。

○小西委員 初参加です。小西和弘と申します。2歳の子どもが保育園に通っていて、多分その枠で参加しています。よろしくお願ひします。 (拍手)

○子ども家庭部長 よろしくお願ひします。

小峰委員、よろしくお願ひします。

○小峰委員 民生委員児童委員協議会のほうから来ました主任児童委員の小峰といいます。私も2期目です。頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。 (拍手)

○子ども家庭部長 よろしくお願ひします。佐藤委員、お願ひします。

○佐藤委員 小金井市立本町小学校校長の佐藤歩と申します。市内の中学校の校長会のほうから担当ということで来ました。私は前期の途中なので1.5期目ぐらいですかね。まだ分からぬことが多いので、いろいろ勉強させてください。よろしくお願ひいたします。
(拍手)

○子ども家庭部長 よろしくお願ひいたします。

清水委員、よろしくお願ひします。

○清水委員 幼稚園利用児童の保護者の清水と申します。今回で2期目ということで務めさせていただきます。今5歳の子どもと、あと、小学生の9歳の子どもがおります。保護者目線でいろいろお話しをさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。
(拍手)

○子ども家庭部長 よろしくお願ひします。

水津委員、よろしくお願ひいたします。

- 水津委員 小金井子育て・子育ち支援ネットワーク協議会の代表をしております水津と申します。
よろしくお願ひいたします。 (拍手)
- 子ども家庭部長 よろしくお願いします。鈴木委員、よろしくお願いします。
- 鈴木委員 学童保育連絡協議会選任の鈴木と申します。1期目と言っていいんですかね。1期目ですが、以前に公募市民枠でやっていたことがあり、そのときは3期やったので通算4期目になります。よろしくお願いします。 (拍手)
- 子ども家庭部長 よろしくお願いします。ありがとうございます。
- 竹内委員、よろしくお願いします。
- 竹内委員 児童の保護者の竹内敬子と申します。2期目になります。高校生の息子がおります。
どうぞよろしくお願ひいたします。 (拍手)
- 子ども家庭部長 よろしくお願いします。
- 萬羽委員、よろしくお願いします。
- 萬羽委員 東京学芸大学の萬羽郁子と申します。私も継続になるんですけれども、市民でもあるので、小金井市のことを考えられればなと思います。よろしくお願いします。 (拍手)
- 子ども家庭部長 よろしくお願いします。
- 中村委員、よろしくお願いします。
- 中村委員 公募で、市民として今回初めてこの委員会に参加させていただきます。全て初めてでございますので、よろしくお願ひいたします。 (拍手)
- 子ども家庭部長 よろしくお願いします。
- 安岡委員、よろしくお願いします。
- 安岡委員 東京都多摩府中保健所、安岡です。2期目になります。よろしくお願ひいたします。
- 子ども家庭部長 よろしくお願いします。
- 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
- 小金井市子ども・子育て会議設置条例第10条の規定により、事務局の、この会議の庶務は子ども・子育て支援事業を所管する課において処理することとなっております。
- まず、私、子ども家庭部長の堤です。よろしくお願ひいたします。
- それでは、鈴木課長から順番によろしくお願ひします。一言、お名前と職名でいいです。
- 子育て支援課長 子育て支援課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。この会議の所管部署となりますので、皆様とはこの会議のことで事務局として担当させていただき

ますので、どうぞよろしくお願ひいたします。 (拍手)

○保育課長 保育課長、黒澤と申します。保育課長としてこの会議というのは1年目なんんですけども、この前にこども家庭センター長を3年やっておりましたので、以前より会議のほうではお世話になっております。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。 (拍手)

○保育施策調整担当課長 保育施策調整担当課長の中島と申します。よろしくお願ひします。保育課のほうは保育課長と担当課長の2名体制で今年はやっているところになります。私のほうはこの4月に今の担当課長に着任し、その前は保育課長でしたので続けて保育のほうにいるという形になります。どうぞよろしくお願ひいたします。 (拍手)

○こども家庭センター長 こども家庭センター長の富田と申します。この4月より着任いたしましたので、こども家庭センター長としては1年目になります。その前に中3年を空けて子育て支援課のほうでもお世話になっておりましたので、出戻りでございます。私どもは学芸大学正門の前にある保健センターの中のこども家庭センターしております。もしお近くにいらっしゃいましたらぜひお寄りください。お待ちしています。よろしくお願ひします。

○母子保健・児童福祉統括担当課長 同じくこども家庭センターの母子保健・児童福祉統括担当課長の笠井と申します。よろしくお願ひします。こども家庭センターが令和6年の4月に立ち上がりまして、そのときに設置された担当課長になります。富田とともにこども家庭センターにおいておりますので、何かあつたらお寄りください。よろしくお願ひいたします。
(拍手)

○児童青少年課長 児童青少年課長の平岡と申します。令和7年度で2年目になります。今日の次第にもございますが、権利部会の所管を児童青少年課がしておりますので、また後ほど紹介させていただきます。よろしくお願ひいたします。 (拍手)

○子ども家庭部長 以上で委員の自己紹介及び事務局の紹介を終了いたします。

子ども家庭部には、あともう一人、学童保育所検証担当課長というのが今兼務で配置されています。後で御報告しますが、7月の終わりに痛ましい事故が発生しまして、その検証のために、別の課の課長の兼務であるんですけども、その組織を持っています。ただ、その者は平岡と申しますが、担当課長のほうは検証のほうを主に行いますので、こちらの事務局のメンバーという形では考えておりません。報告のほうは私のほうを含めてさせていただきたいと考えています。よろしくお願ひします。

それでは、議事のほうに入っていきたいと思います。

(4) 会長、職務代理の選出ということになります。

子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、会長の選出は委員の互選によるものとされております。ただいまから会長の互選に入っていきたいと思いますが、会長の選出方法につきまして特段の御異議がないようでしたら、どなたかに御指名いただく指名推選によって決めていきたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。では、御異議がないようですので、指名推選と決定させていただきます。どなたか御推薦があればお願いいたします。

○水津委員 前期に続いて金子先生にお願いするべきだと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。皆さん、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長 ただいま会長に金子委員を推薦したい、前回に引き続きという御意見がありました。
御異議ありませんでしょうか。

(「なし」という者あり)

○子ども家庭部長 金子委員、お受けいただけますでしょうか。

○金子委員 はい。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。

それでは、金子委員を会長に選出することと決定いたしました。御異議なしということでおろしくお願いいいたします。ありがとうございます。

それでは、会長、こちらのほうの席にお移りいただいて、一言御挨拶をいただいてこの後の御進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

拙い進行で申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

○金子会長 部長、ありがとうございました。

会長に御推挙いただきました金子と申します。よろしくお願いいいたします。私自身も福祉関係が専門なわけではなくて、教育のことをやっている者ですので、前期もさせていただいたんですが、本当にいろんな勉強をさせていただきながらという形になりますし、会長という立場ですので、意見というよりか、皆さんのお意見をうまく引き出していく这样一个形で進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、次に職務代理の選出を行います。小金井市子ども・子育て会議条例第5条第3項の規定により、私が会長職務代理を指名することになっておりますので、私のほうから指名したいと思います。萬羽委員を会長職務代理に指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○萬羽委員 職務代理として本当にお役に立てるか、私、自分自身はふだん小さな子どもと直接関わるという立場にないので、ちょっとお役に立てるかという自信はないんですけれども、金子先生と一緒に皆様の意見をたくさん聞きながら、私も学びながらさせていただければなと思います。よろしくお願ひします。 (拍手)

○金子会長 ありがとうございました。
では、席への移動をお願いいたします。
一応の挨拶、自己紹介をしたのですが、大丈夫ですか。お名前だけでも、課長以外の方たち、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長 せっかくなので、一言ずつ、よろしくお願ひします。。

○子育て支援係長 子育て支援係長の古賀と申します。こちらの子ども・子育て会議につきましては、以前保育課にもおりましたので、保育課含めて10年弱関わっているかなと思っております。委員の皆様とはメールのやり取りだと、そういったところで関わらせていただくことになるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。 (拍手)

○学童保育係長 児童青少年課学童保育係長の野村と申します。私は一応5年目の学童の担当になつておりますので、引き続きよろしくお願ひします。 (拍手)

○児童青少年係長 児童青少年係長の清水と申します。今年、児童青少年課に配属されました。主に児童館の業務を担当しておりますので、よろしくお願ひいたします。 (拍手)

○子育て支援係主任 子育て支援係の高橋です。よろしくお願ひします。子育て部門、4月から初めてですので、皆様と同じ気持ちで、すみません、頑張っていきます。よろしくお願ひいたします。 (拍手)

○金子会長 ありがとうございました。
それでは、早速次第のほうに戻っていきたいと思います。
次に、次第の（5）子ども・子育て会議所掌事務及び令和7年度の子ども・子育て会議開催スケジュール（案）を議題としたいと思います。
事務局より説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 それでは、資料2を御覧ください。

1の所掌事務につきましては、小金井市子ども・子育て会議条例第2条に規定されており、第1号に、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること、第2号に、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べることと、利用定員に関する事項があります。

利用定員については、市町村は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を設定することとされております。利用定員の変更等は4月に行われることが多いことから、その直前の3月に開催する子ども・子育て会議の中で御審議いただくことが多い事項です。

次に、第3号に、子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べることとあります。子ども・子育て支援新制度では、市町村が制度の実施主体と位置づけられ、市町村が地域のニーズに基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定し、給付や事業を実施することとされております。

本市では、子どもと子育て家庭に関する総合的な計画である「のびゆくこどもプラン小金井」の中で、子ども・子育て支援事業計画を包含しています。

続いて、第4号ですが、前段部分の「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項」の具体例としては、家庭的保育事業等の認可が該当すると考えております。この家庭的保育事業等の認可については、現在のところ新規案件は予定していませんが、案件が生じた場合には随時お諮りいたします。

また、後段部分の「当該施策の実施状況を調査審議すること」には、計画の達成状況の点検及び評価が該当し、毎年、子ども・子育て会議の中で御審議いただいております。

次に、資料3を御覧ください。

小金井市子ども・子育て会議開催スケジュール（案）についてです。

今年度の下半期は、本日を含め年3回の開催を予定しており、第2回を令和8年1月、第3回を令和8年3月に開催できればと考えております。

説明は以上です。

○金子会長 ありがとうございました。事務局から説明をいただきました。

御質問や御意見がありましたらお受けしたいと思います。

ちょっと議事録を取る関係で、お名前を先に言ってから発言をしていただくというようなことで、今後そういうルールでやっていきたいと思いますので、何か御発言、御質問、御意見がある方は、お名前を言ってからお願ひできればというふうに思います。

（「なし」という者あり）

○金子会長 大丈夫ですかね、ここのところは。多分、大きな御意見はないかなというふうに思いますので、それでは、次第の（5）については終了させていただきます。

次に、次第の（6）子ども・子育て会議における部会の設置についてを議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 お手元の資料4を御覧ください。子ども・子育て会議における部会の設置についてでございます。

まず、項番1、部会設置についてを御覧ください。

子ども・子育て会議におきましては、子どもの権利に関する事項については子どもの権利部会を設置し、審議、検討をしております。

前期の子ども・子育て会議におきましては、子どもオンブズパーソンの設置後の実施状況及び子どもの意見表明権を確保する仕組みについて検討しました。

結果については、別紙資料1のとおりです。その中で、子どもの意見表明権を確保する仕組みについては検討すべき課題が残っていることから、今期においても子どもの権利部会を設置し、引き続き検討することが提案されました。

項番3を御覧ください。

具体的に検討すべき点は3点ございます。1点目が、大人を含めた市民全体が子どもの権利について認識を高める施策、2点目が、子どもの意見・議論が実現につながる仕組みづくり、3点目が、子どもの意見・議論を支援する人材の育成です。

続きまして、項番4を御覧ください。

権利部会の構成員の人数についてでございます。4名ないし5名を予定してございます。

続きまして、項番5を御覧ください。

今後のスケジュールについてでございますが、子ども・子育て会議の任期が終わります令和9年8月までにおおむね8回の会議を予定しております。そのうち、令和7年度は年度末の3月までに3回程度の会議を予定してございまして、できましたら11月に第1回の会議を開催したいと存じます。

なお、会議の時間帯につきましては、子ども・子育て会議は夜が中心となりますが、子どもの権利部会につきましては、委員の皆様と調整しながら決めてまいりたいと思っております。

もし子どもの権利部会への参加を御希望される場合には、10月14日の火曜日までに、子ども・子育て会議の事務局にメールで御連絡をいただければ幸いでございます。

なお、御不明な点等がある場合につきましては、会議の後に個別にお受けいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

御報告は以上です。

○金子会長 ありがとうございました。事務局から御説明いただきました。

御質問、御意見がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

前回もすごくいろんな議論をしていただいて進んできているところかなというふうに思いますし、本当に子どもの権利というところがこの会議の根幹の部分だと思いますので、お時間のある方はぜひ御参加いただいていろいろと議論を進めていただければなというふうに思います。

ちなみに、文部科学省がやっている中央教育審議会の中間取りまとめでも「民主的な社会」という言葉がしっかりと明記をされていて、子どもの主権者意識というものがすごく重要だということが出されてきていますので、何か子どもの権利というのは主権者意識に直結していくことだろうなというふうに思いますので、ぜひ何かいろんな議論をしていただければなというふうに思います。一応、10月14日までにということですので、ぜひ皆さん、御応募と言うのもちょっとおかしいんですけど、連絡いただければなというふうに思います。

御質問は後から言つていただければということですので、詳細についてはまた会議の後にでもぜひ御意見いただければなというふうに思います。

それで、部会を設置するかどうかをここで審議しないといけなかつたですね。するものという前提で今お話をしまいました。申し訳ありません。ここで一応提案がありましたので、こここの会議の下に部会として子どもの権利部会というのを設置するということで、皆さん、御同意いただけるということでよろしいでしょうか。

(「なし」という者あり)

○金子会長 ありがとうございます。異議なしということで、子どもの権利部会を設置するということに決定させていただきました。

以上で次第の(6)については終了させていただきます。

次に、次第の(7)民設民営学童保育所におけるプール事故の調査についてを議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

○子ども家庭部長 プール事故の検証につきましては、学童保育所検証担当課長が担当しておりますが、私のほうからまず事故の検証について御報告させていただきます。

その上で、担当部署としての児童青少年課の対応については、児童青少年課長から続

いて報告させていただきたいと思います。

前回、前の期の最後の子ども・子育て会議、8月5日の際にも一定報告したところであります。新しく就任された委員もいらっしゃいますので、重なる部分もありますが報告させていただきます。

今年7月28日に、本市の民設民営学童保育所であるメガロス東小金井学童クラブでプール事故が起り、児童1名が亡くなつたものでございます。民設民営学童保育所というのは、小金井市の学童保育所の基準に関する条例、それから、国には学童保育所に対して指針がございますが、それにのっとつているものについて市が補助をしている。それによって学童保育を進め、小金井市の学童保育はかなり大規模化している、子どもがたくさんいるんですが、落ち着いた環境での学童保育というのも進めようというものでございました。

その1つであるメガロス東小金井学童クラブにおいて、児童1名が亡くなるという痛ましい事故が起つたものでございます。こちらの起きた場所のほうは、同じ事業者が経営するメガロス武蔵小金井でございます。メガロス東小金井学童クラブの所外活動として、児童17人がプール遊びに参加する、別の場所であるメガロス武蔵小金井でプール遊びに参加している、その中で起きたものでございます。

同日10時半からプール遊びを行った際に、児童1名、6歳の児童ですが浮いた状態でいるところが発見されました。救急対応がされましたが、同日22時頃に病院で死亡が確認されたものでございます。

市では、8月18日に児童福祉法に基づく立入検査を行い、事故防止等について改善を求め、事業者として再発防止策を講じているところでございます。

教育・保育施設等における重大事故については、国が通知で、外部の専門家による委員会での検証をすることとしております。市では、9月2日に委員会設置条例及び関係経費を含む補正予算を市議会に御議決いただき、小金井市民設民営学童保育所におけるプール事故検証委員会を設置いたしました。

当該委員会は、学識経験者等各分野の専門家5人で構成し、委員会は6回の予定でありまして検証を進め、11月中を目途に報告書を市長に答申いただき、再発防止を御提言いただく予定としています。ただ、時期につきましては、検証の状況によって12月中となることも考えられるものでございます。

参考のために申し上げますと、委員の構成としては、学識経験者が2名、医師1名、

弁護士1名、学童保育指導員1名という構成になっております。

この間、9月28日に第1回委員会を、10月7日に第2回委員会を開催しました。

第1回委員会では、概要の説明として事件について、それから事業者について、市の対応について御説明し、今後の進め方について御協議いただいたものでございます。

第2回委員会では事故現場の視察を行い、その内容等について御協議をいただいたものでございます。

なお、本委員会については、設置条例で非公開としています。こちら、個人情報の保護及び警察の捜査への影響という点も情報公開条例で言えばあるんですが、もう一つ大きいところは、今後の検証について著しい支障を来す場合、どんな検証を行い、どんな具体的な内容や証言があったかということの詳細によっては、今後、同様の検査とかをする上で支障を来すことが考えられます。

分かりやすく言うと、例えば、試験とかの場合で言うと、試験の方法や選抜の方法を細かく出してしまって、それが場合によっては不正とかにもつながるということの懸念なんですけども、そういう観点から非公開としています。今後、検証を困難にすると考えられるために非公開となっているものですので、御了承いただきたいと思います。

次回の子ども・子育て会議でも本日以降の動き等について御報告いたしますので、また報告させていただきたいと思います。

また、今報告した程度の内容でございますが、第1回、第2回がいつ開催され、そういう意味では見出し、タイトルのようなものですが、現場視察等、何を行ったかということはホームページのほうにも出してありますので、機会がありましたら御覧いただければと思います。

私からのプール事故の検証についての報告は以上であります。

○児童青少年課長 お時間いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、児童青少年課より、この間の経過について改めて御報告をさせていただきたいと思います。

令和7年8月18日に実施いたしました児童福祉法第34条の1の3の規定に基づく立入検査を踏まえ、小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び国の放課後児童クラブ運営指針に基づきまして、事故やけがの防止と対応及び事故発生時の連絡の改善を要することを9月2日付で実施事業者に通知し、事業者から改善状況の報告を受けたところでございます。

なお、立入検査及び改善報告の内容等については、今後の検証等に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、回答は控えさせていただきたいと存じます。

また、併せて、8月29日に当該学童クラブによる2回目の保護者説明会が開催され、児童青少年課も同席したところでございます。

報告は以上です。

○子ども家庭部長 すみません、1点補足を。

今、児童青少年課長から2回目の保護者説明会ということがありました。前回委員会で触れているからそういう言い方になるんですが、当該事業者におきましては7月31日に第1回の説明会を開催して、こちらにも児童青少年課のほうが同席をしております。

○金子会長 報告ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問等承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○水津委員 非常に何かを言うのも考えてしまう件ではありますが、現在、メガロス東小金井の学童保育の運営状況について、ちょっと状況が分かる範囲でお知らせいただければというのと、あと、今後の学童保育の施策に影響があるのかどうかということが、まだ今の時点では何もないとは分からぬとは思いますが、部長が最初におっしゃったように、小金井の学童保育が満杯であることは間違ひなくて、新たな施策が必要であることはどうしても否めないことですので、そこに関して、今後の学童、民設民営に関しての何かそういう支障が起こるようなことがあるのでしょうかというか、変な聞き方ですけど、もし分かる範囲でお答えしていただければ。

○児童青少年課長 まず、運営についてでございます。

事故が発生して、8月の頭にすぐに、直ちに児童青少年課のほうに学童の状況や子どもたちの状況というところで確認をさせていただいたところでございます。

事故発生当初は出席児童数も少なかったところではございますけれども、職員も児童も比較的落ち着いた状態で保育を受けていたというふうに児童青少年課としては見てございます。

その後、児童数とか出席の学童に来られる児童のお子様というのは、通常の人数には戻っているところでございまして、今現在も運営としては落ち着いては運営をしているところでございますが、事故の内容が重大であることと、あとは、本当に今後の運営というところでもしっかり市として見ていかなければいけないというところもございますので、市内では民設民営学童は2か所、メガロス以外にも1か所ございます。9月から

民設民営学童保育所の施設長と職員等にも来ていただきまして、公設公営と公設民営と民設民営の施設長の会議というのを月1回必ず行っていくこととしてございます。

その中で、その間で来た国の通知ですか、知識の共有やノウハウ、それから、学童の運営をしていく上で疑問に思うことですとか、何か聞いてみたいことですとか、そういったところを月1回必ずすり合わせを行う時間を設けました。

それから、ぜひ民設民営学童の方にも、市の行っている講師を招いての研修等にも積極的に御参加をいただきたいと考えてございまして、今年度は講師を招いての研修が残り3回ございますので、そちらのほうにも民設民営学童の職員の皆様に御参加いただこうと考えております。

2点目の学童の運営という施策に影響があるのかというところでございます。

今の大規模化対応におきましては、民間活力の活用をしていかなければ、この大局は乗り切れないというところでは考えております。

したがいまして、先ほど申し上げましたとおり、研修ですか、注意すべき点が何なのかというところを、市としてもできる限り一緒に顔を合わせて確認する機会を設けまして、また、市の職員も実際に現場に赴いて保育の状況等を確認させていただきながら、民設民営学童保育所につきましては、今後も定員数の受入れの確保の1つの手段として実施をしてまいりたいというふうには考えてございます。

○水津委員 ありがとうございます。悪い言い方になるかもしれないけれども、やっぱり学童の大規模化に対応するために、民設民営も含めて何かということで、私たちもそういう話はしていましたし、そのことを進めてこられたということはよく分かりますし、その必要性があったと思っています。

ただ、やはりそうなると、保育園のガイドラインもあるように、学童保育にもきちんとそういうものが市としてあったのか、それとも、これからやっぱりつくっていこうとするのか、そこを整備するのかということを明らかにする必要があるのかなというふうにちょっと思います。学童保育が足りない、足りないとずっと言ってきた人間としては非常に心の苦しい思いもあるんですけども、その中でやっぱり子どもの安全だったり子どもの権利を守るということがどの場所でも、それは小金井の子どもたちが受ける政策の中では保証されなければいけないというふうに思うので、ぜひそこら辺を努力していただけるようお願いしたいというふうに思います。

○子ども家庭部長 今、水津委員から御指摘いただいた点が市として求められたのであり、また、市の

関わりということは検証委員会でも検証される部分だと思っています。

課長から説明させていただきましたが、初めての委員もいらっしゃるのでちょっと申し上げると、民設民営学童は、例えば時間の延長、公設の学保よりも長い時間やっています。それから、公設の学保は小学校3年生までなんですが、4年生の受け入れをしていただいている。また、大規模化した中で面積基準の中での40人というのとか、定員を守っていただいているので、かなりゆったりと学童保育がされるという、そういういったよさがあります。

また、学童保育としては共通していますので、法律と条例に基づくということになりますけど、国の指針等を遵守していただくということが当然にあります。

その上で、今回のこの重大事故がなぜ起きたのか。端的に言えば、国の指針や市条例を遵守されていなかった点がある。場合によっては市がそれをきちんと確認できていなかつた点があるということが問題になる、これが検証される点だと考えております。

そういうような意味で、民設民営学保だから駄目なんだとかというふうな考えはありません。しかし、学童保育としてしっかり安全を確保して安心して子どもが過ごせる場所であることが絶対条件ですので、そのところをしっかり取り組んでいきたいというふうに考えているものです。

○金子会長 検証委員会のほうで多分検証された上で提言なり報告書が出されて、それを受けてどういうふうに制度を整していくのかということになっていくんだろうなというふうに思いますので、随時報告をいただきながら、我々のほうでも学童をどう担保していくかというところが前回でも大きな議題になっていたと思いますので、引き続きお願ひします。

○鈴木委員 僕もちょっと質問なんですけども、一応学童側からの選出なので聞きたいことがいろいろあるんですが、今回の件は、学童保育のメガロスさんとスポーツジムのメガロスさんと2つあって、そこがちょっとややこしいんですけども、今回の件に限らず、ある学童保育の施設が所外活動といってほかに出すというのはいいんですかというのが分からなくて。今回どういうふうにしていたかとか、いいのかというのがちょっと知りたいんですけども、そこに行って学童保育をするという立場なのか、そちらに一時的に預けてもいいのかというのが何か曖昧かな、グレーかなと思うんですね。市が認めて保育をお願いしますと言っているところが、ほかのところに保育をお願いしたら多分駄目ですよねと思うんですけども、それがどれぐらい主導権をグリップしてやっていたか、どこまで認めるかという、そういう指針というのは市として持っているのかというのをち

よっと教えていただきたいなと思います。

○児童青少年課長 まず、所外保育につきましては、学童の時間内の出来事でありましたので、それは安全管理という面では学童の責任があるというところになるかというふうに私どもは考えております。

所外活動で、例えば様々なイベントに参加したりですとか、あとは、あるいは民間の学童さんと、講師を呼んでそこでいろんな、他市の事例ですけれども、英語を習ったりとかいろんな技能を習うだとか、そういった何か教養を身につけるような時間として学童を過ごされることもあります。その場合に、その場所が所外に移動して所外保育という形でそのサービスを受けることもあります。

しかしながら、全部そこの保育を丸投げしてその方に全部委ねるということではなく、あくまでも学童保育の時間内でのことですので、しっかりと放課後児童支援員を含め、学童の職員がその安全管理を行うことには変わりはないというふうに私どもとしては考えております。

○鈴木委員 追加ですけれども、ほかに出るといったときに、もしも事故が、今回起きているわけですけど、そのときに、責任はもちろん出しているほうだと思うんですけど、実際起きたやつたわけですよね。「そもそもそんなところに出していくのか」みたいなものを、その事業者が判断していいんですかねというのがちょっと分からなくて、市としてどういう所外活動をしているかとかそういうのは、把握したりとか管理したりとかというのはないですか。

○児童青少年課長 そこも含めて、検証委員会での御判断も仰ぐところがあるかとは思いますけれども、そこに差し障りがない範囲で御回答をこの場で、今の時点ですするとするならば、まずは事業の実施主体がどこにあるのかというところが、まず考え方としてはあるように思います。事業の実施主体が、その所外保育の実施に関して安全確認を行うのがやはり第一義的な前提にはあると思います。

例えば、先ほど申し上げましたとおり、月1回施設長の説明会なり会議なりに参加していただくというのはそういった点もありまして、その実施主体である施設長なり事業者が参加していただいて、どういうポイントで学童保育の安全の視点があるのか、また、それを実施するに当たって、どういう視点で安全確認なり事前確認なり事後確認なり、そういったところが必要なのかというところも学べる機会といいますか、情報提供でお互いに確認し合う機会というのは、そういった会議の中でつくっていきたいなというふ

うには思っております。

○鈴木委員 学童の施設は、何か基準があって、これぐらいの人数でやりなさいとかがあつてやつているものですけれども、外に行ったときにそういうのは適用されないのかなと。後から月に1回の会議でやりましたとか、そういうのではなくて、事前にそういうのを何か市として把握するようなシステムというのはこれまでなかったということでおいんでしようか。

○子ども家庭部長 まず制度的なところからお話ししたいと思います。

市の条例と国の指針、特に国の指針が大きいんですが、そうすると、通常の学童保育でも配置とかが決まっています。ただ、その上で、この所外活動、2つあるんですけど、1つは遠足みたいなもの、もう一つは放課後子ども教室みたいなのに参加するような場合とあるわけです。今回、どちらかというと後者に近いと思うんですが、指針のほうは基本的に直営ベースでの考え方になっていますので、それに準じた安全確保がされているか、取組となっているかというのがポイントになると考えられるんですね。

その上で、国の指針においても、市の条例でいえば安全計画、国の指針では安全管理計画と言っていますけれども、所外活動を含めた安全の確保ということが計画的に行われていなければいけない、研修とともに含めてということになっていきます。これがどうだったのかというのがポイントなんですね。あと、率直に言えば、そこに不十分な点があったから重大事故が起きたと考えざるを得ません。

2つ目は、市のしくみとしては補助事業になりますので、補助の中で確認していく。あと、児童福祉法上の監督官庁には管理責任があるので、そのために必要な取組をどうしていくかということになります。

通常でいうと補助でありますので、年度の当初に事業計画をもらい、年度末のところで実績報告をもらうというところでこれが把握されて、安全管理計画上で位置づけられていれば、国の指針、または熱中症対策とか食中毒とか、今回のこととも、プールの遊びについても通知があるんですが、そういった通知が守られた、通知に基づく安全管理が行われているというのが本来です。というふうな形で把握するのが、制度的にいっても基本だということを申し上げます。

これに対して、児童福祉法で言えば、保育園とかでも行っている指導検査と立入検査等を行うことで確認して、守られていなければそれを指摘する。ちゃんとやっていなければ措置命令といいますか、命令を出す。命令さえ守らないとなれば停止措置を行うと

かという形で法律上は定まっているという感じなんですね。

今回の件はそこについて、そういう意味では、言ってしまえば年度の当初の事業計画にはこれが載っていません。そういう意味で把握の仕方とか、もっと言えば先方からの報告とかも含めて課題があるということにはっきり言えばなるわけなんですけど、こういった市の不十分な点も含めて検証委員会からも説明を求められてまして、その検証をして、重要な部分については、当然公設の部分も含めて適用して市の安全確保というのを高めたい、高める必要が当然あるというふうに考えているものです。

今日の段階だと検証がまだなので、一般的なところの中で説明させざるを得ないので申し訳ないんですが、そういうことになります。

○鈴木委員 分かりました。一般論でよかったですけど、つまり、事前の計画があつて実施されるという、そういうシステムになっている。僕は今回、計画にありましたかまでは聞くつもりはなかったんですけども、よく分かりました。ありがとうございます。

○金子会長 皆様からほかにございますでしょうか。

多分検証委員会のほうでも、基本的にはこれが二度と起きないようにというところで検証がなされていくことになると思いますので、引き続き、我々のほうでも報告を受けながら、疑問点は多分、お話しいただければ検証委員のほうにも伝わると思いますので、御意見がありましたらぜひ積極的に言っていただければなというふうに思います。

それでは、次第（7）については終了とさせていただきます。

次に、次第の（8）その他を議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

○保育課長 次第の8、保育課より2点御報告をさせていただきます。

1点目は、病児保育室の新規開設の日程が決まりましたので、口頭で御説明いたします。

ちょっと事前にお話しますと、令和7年6月、前回の子ども・子育て会議、最終の会議の中で病児保育室の新規開設について10月頃に東小金井エリアで開設しますというお話をさせていただきました。

すみません、ちょっと改選もありましたのでまたいでしまったんですが、病児保育室につきましては、「のびゆくこどもプラン 小金井」の92ページに病児保育室事業として載せさせていただいておりまして、前回御報告した内容では、東小金井エリアがかつては病児保育室があったんですけども、なくなつて空白になっていたところ、今年度

の10月に新たに開設の予定ですということで前回お話しさせていただいております。前回の会議記録に資料のほうも出させていただいております。

今回はその病児保育室の開所日なんですが、令和7年10月21日に開所する予定となっております。開所については10月21日開所なんですが、ちょっと市報の紙面の都合で10月15日号の掲載ができなかつたので、11月1日号の市報に掲載を予定してございます。

開設する病児保育室の名前はすこやか病児保育室で、前回資料のとおり、運営法人は、現在武蔵小金井駅前でひよこ病児保育室を運営していただいております医療法人社団すこやか武蔵野さんということになります。

この施設の開所によりまして、前回も申し上げましたが、武蔵小金井駅前エリアと東小金井駅前、それぞれで病児保育室事業の実施がされることになりましたので、お子さんを預けたいという方にとってはニーズに沿った運営体制が取れることになるかと思っております。

○保育施策調整担当課長 改めまして、資料の5を本日お配りさせていただいておりますが、その資料の5に基づいての説明となります。

まず、この間、小金井市の市立保育園につきましては、その業務の見直しということで約30年ほど、平成6年あたりに、小金井市役所の職員数が同規模の自治体よりも200人ほど多いと行政診断で言われた経過をきっかけに、行財政改革の一つとして職員数の見直し、職員を例えれば非常勤化する、そういった取組、業務改革、行革の一つとして始まったことがきっかけでございます。

しかしながら、その後、その議論を行っておりましたが、非常勤化であったり民設民営化、そういういろいろな議論、検討が行われましたが、約30年近く、なかなか結論が出ないまま進んでいたという経過があるものでございます。

今回、この会議、改選ということで委員の方が替わられましたので改めてちょっと御説明させていただきますと、本年5月に小金井市立保育園の在り方検討委員会からいただいた答申を踏まえて6月に方針案を作成いたしました。その6月に作成しました方針案に基づいて説明会やパブリックコメントを実施して、8月に市として方針案を決定したところでございます。

決定した方針案に基づきまして、9月の市議会に、資料の5の一番最後のところに市立保育園条例というところがあるんですけれども、この条例をこの9月の市議会……。

○子ども家庭部長 12ページ。

○保育施策調整担当課長 12ページになります。9月の市議会のほうに上程をして、議会のほうで御議決をいただいて、この10月1日から施行を開始したところとなります。

また、こちらの委員でいらっしゃる水津委員には小金井市立保育園の在り方検討委員会に御参加いただきまして、約1年間、非常にタイトなスケジュールの中で御議論いただいた経過もございます。

こちらの方針の説明に移らせていただきます。この方針では、まず、資料の表紙をおめくりいただくと、「策定に当たって」としまして、これまでの市の公立保育園を取り巻く経過や、この方針策定に対する市長の考え方について記載をしております。

なお、この資料、下線が引いてあつたりする部分がありますが、こちらは、以前この会議のほうで一回方針案をお配りさせていただきました。その案のときから変わった部分が分かるようにということで、あえてその変更部分、方針案から変わった部分に下線が引いてある状態の形で資料をお配りさせていただいております。

こちら、「策定に当たって」のところは市長の巻頭言としまして、市長が今回の方針策定に当たっての考え方を記載させていただいております。

この間、経過の中でどうしても皆様のほうにお伝えをしなければいけないのは、今の市長の前の市長のときに、この保育園の見直しに関して、令和4年、市立保育園条例を一旦議会のほうで御議論いただいたんですけど、その対応の中で、以前の市長が専決処分という形を取ったということがありました。それに基づいて、市内公立保育園5園がありますが、そのうち、くりのみ保育園とさくら保育園で段階的縮小の取組を開始となった経過があります。

それに対して保護者の方から裁判等が提起されて、その対応の中で令和6年2月にはその判決をいただいたことがあります。今の市長は、その判決に対しては控訴をしないという対応をした経過もございます。

このように、市立保育園の在り方というか、業務については、それをめぐって非常に多くの御議論だったり、裁判等も含めて、この間、市のほうとしては取り組むべき、解決すべき課題として取り組んできた経過があります。

まず、資料の中に大きくこちらのほう、市長の「策定に当たって」の中でも述べさせていただいているますが、まず、方針につきましては、小金井市立保育園の在り方を検討する委員会、こちらのほうからいただいた答申の内容をできる限り尊重することを第

一の前提としてつくらせていただいております。

特に御議論でいただいた市立保育園、公立保育園には果たすべき役割があるということで、4つの役割とその在り方について御議論をいただきて、その中で市のほうとしましては、限られた施設と職員、人員を最大限活用する施設配置及び運営体制を検討しました。その結果、保育定員を減らしていきながら、十分なスペースを確保した上で、わかつたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園の3園体制を維持していくという判断をしたところでございます。

この「十分なスペース」という部分でございますが、先に申し上げました4つの役割、こちらを現状の施設の中で実施していくためには、現状の保育園、やはり保育室で使っていた部屋が大半でございますので、保育室ではない形で開けるためには、保育定員を減らしていきながら最低でも一部屋を生み出していく。その生み出したスペースの中に、4つの役割の中には地域の子育て支援、相談機能もあります。誰でも通園制度という求められる機能もございます。

あとは、民間の保育園との連携、そういった形の取組、そういった通常の保育以外の業務を行うスペースを確保していきたいという考え方に基づくものでございます。こちらにつきましては、やはり十分なスペースを確保する必要があると。今回の方針では2園を閉園していきます。

残していく3園について、そのような形で保育定員を順に減員していくことによって、生み出した人員等も、先ほど申し上げたような役割を担う職員として配置をし直す考えになります。そちらのほうを書かせていただいたのが今回の方針になります。

詳細については、資料のほうを御覧いただければと思います。

私どもとしましては、今回の方針は、市立保育園の在り方に関する方針という形にはなっておりますが、この方針に基づいて市立保育園が果たすべき役割を担うことで、これは公立保育園だけではなく、市内全体の保育の質を上げる仕組みづくりに必要なことだと思って取り組んでいくと考えております。

この方針に取り組むことで、公立だけではなく、市内の未就学のお子さん、保育を必要とするお子さんに対する保育をよりよくしていきたいという考え方で作成した方針となってございますので、そちらのほう、本日は会期のところで10月にちょうど条例が可決されたというタイミングにはなりますが、御報告としてこちらの資料のほうを配らせていただいたものでございます。

説明は以上となります。

○金子会長 事務局から説明をいただきました。

御質問、御意見がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小西委員 保育園を利用している児童の保護者的小西と申します。

ちょっと一時保育も関連すると思うのでこの場で質問させていただきたいんですけども、私の子どもが小さいときに一時保育を利用しようとしたときは、すぐに枠が埋まってしまって全然予約できない状況だったんですけども、今回の変更で一時保育は利用しやすくなりますでしょうか。というのも、2026年度から子ども誰でも通園制度が始まるとは思うんですけども、生後3から6か月はまだ一時保育に頼るしかない状況だと思っております。なので、より利用しやすい状況に変わつていけば親としても助かると思うので御質問させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○保育施策調整担当課長 今、一時保育について御質問いただきました。御利用をしたいときに御予約ができなかったという御意見があります。実はその一方で、一時保育の利用児童数は非常に減っております。全体の提供日数、キャパシティーからいくと、実は利用の実績は100%ではない状況です。

ということで、今おっしゃっていただいたような部分で何が起きているかというと、利用したい日にちが人によって重複しているケースが散見されます。具体的に申し上げますと、とある小学校で運動会がある。そうすると、下のお子さんをどうしても運動会へ連れていけないときに一時保育を使いたいなと思う家庭が重なるわけですね。そうすると一時保育を提供している施設にお電話すると、そこが埋まっているという、瞬間、瞬間を切り取ると予約がという形が今発生しているのかなと。全体の提供量と需給バランスを見ると、コロナ以降、利用者は激減しています。

あとは、待機児が多かったときは、待機児童が発生しているときは保育園自体が少なくて、保育園に入れないから一時保育で待つしかないというときはさらに一時保育が非常に混雑しているというか、もうほとんど満杯で入れないという時期もありました。その状況から今、状況は変わっているんですけども、おっしゃるように、ピンポイントで使いたい日にちが重複して、その予約は埋まっているねという事象が発生しているのが事実かなと思っております。

あわせて、小金井市だけではなくて、国のはうで令和8年度から子ども誰でも通園制度というのが始まります。こちらも、趣旨としては一時保育とは違うと国は申し上げて

いるんですけども、現場のほうとしての受入れ体制とか仕組みに関して言えば、一時保育に非常に似た仕組みになります。

ですので、こちらのほう、こども誰でも通園制度 자체を実施の施設がどれだけ確保できるかというのが非常に難しいところなんんですけど、今おっしゃっていただいたような部分で、今ある一時保育のサービス提供量プラスこども誰でも通園制度がどれだけ拡大できるか、実施できるかによって、そういうニーズのところは一定数、また提供量の部分は変わってくるかなと。

ただ、こども誰でも通園制度自体は、基本的には3歳誕生日前までのお子さんになるので、そういう部分で、預かりのニーズがどれだけ吸収できるか。国制度だけで言えば月10時間という制限もありますので、そういう中でちょっとどれだけ吸収できるかというのはあります。

市のほうとしては、一時保育自体は継続してニーズとして提供していくような形で施設のほうとお話をしているところなんですけれども、全体として利用人数が減ってきておりますので、国自体もそういうのを見越して、あとは保育施設自体の、東京都ではそこまででもないんですけど、国がこの制度を始めた経過としては、やはり国全体で見ると保育園自体の定員の空きが過大になる中で、その定員の空きでどういったことができるかで誰でも通園制度という発想が出てきた経過も事実としてあります。

そういう中で、どれだけ都内のほうでニーズが変わってくるかというのは、保育のほうでもそこは注目して見ていきたいとは思っております。一時保育についてその利用の予約がしにくかったというところは、私たちのほうも何とか工夫をしている部分はあるんですけど、どうしても利用日数の重複があるというのは御理解いただければと思います。また、引き続き、国制度等、取組のほうが進みましたら、こちらの会議上でも御報告していくことになるかと思います。よろしくお願ひします。

○小西委員 ありがとうございます。

○金子会長 ほかに皆さんからございますでしょうか。よろしいですかね。

では、以上で保育案件を終了いたします。

続きまして、次回会議の日程などについてお願いいたします。

○子育て支援係長 次回の開催につきましては、年明けの1月を予定しております。日程等につきましては、後日メールにてお伝えする予定です。

なお、開催時間につきましては、今回同様18時30分からにするかどうか、事務局

としましては30分前後前倒し、後ろ出しができるかなと思っておりますので、委員の皆様がこちらへお集まりいただく時間の都合等もあるかと思いますので、御協議のほうをいただければと思います。

また、各回の会議時間はおおよそ1.5時間程度を予定しております。この会議時間の中で休憩を設けたいみたいなところもあれば、そういうところも考慮しながら進めたいと思っておりますので、併せて御協議をお願いします。

○金子会長 ありがとうございます。

では、皆さん、ぜひ御意見というか、仕事の都合上7時からのほうがいいという方、もしくは、いやいや、8時半までやるのは嫌だなということもあるかと思いますので、皆さんの御都合次第かなとは思いますが、いかがでしょうか。18時半で皆さん、何とかなりそうだというイメージですかね。議事としては、一応20時を過ぎるとテンションが下がるので、できる限り20時までには終えるというのが基本かなというふうに思っておりますので、じゃ、18時半から一応20時までというぐらいで進められればというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「なし」という者あり)

○金子会長 では、それはメールでまたお送りいただけるということですかね。

○子育て支援係長 はい。休憩もなしでよろしいですか。

○金子会長 休憩もすごい疲れたときには適時また取りたいと思います。一応、気軽に休憩のことは言っていただければという形で、取りあえず休憩なしということでお願いいたします。それでは、18時半からということでおきたいと思います。

それでは、議事次第の(8)について終了とさせていただきます。

本日準備いたしました審議事項は以上となります。今日初めてだったこともありますが、何か意見を言い忘れたとか一言は言っておきたかったみたいなことが、もし全体を通してありましたら皆さんからお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。多分、今回1回目でしたので、なかなか御意見いただくところも少なかったかと思いますが、この後、結構だんだんヘビーになっていくのではないかなどということはあると思いますので、ぜひ活発な議論ができればなというふうに思います。

では、以上で本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございます。

—— 了 ——